

栗山町議会基本条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(法律第96条第2項の議決事項)</p> <p>第8条 法律第96条第2項の議会の議決事項については、代表機関である議会が、町政における重要な計画等の決定に参画する観点と同じく代表機関である町長の政策執行上の必要性を比較考量のうえ、次のとおり定めるものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p>	<p>(法律第96条第2項の議決事項)</p> <p>第8条 法律第96条第2項の議会の議決事項については、代表機関である議会が、町政における重要な計画等の決定に参画する観点と同じく代表機関である町長の政策執行上の必要性を比較考量のうえ、次のとおり定めるものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 栗山町公共施設等総合管理計画</u></p> <p><u>(災害時の対応)</u></p> <p>第21条 議会は、町民の生命又は生活に直接影響を及ぼす災害等が発生した場合は、町民及び地域の状況を的確に把握するとともに、議会としての業務を継続し、町長等に速やかに必要な要請を行うものとする。</p> <p>2 前項に規定する災害等が発生した場合における議会の対応に関し必要な事項は、議長が別に定める。</p>
<p>第9章 議員の身分・待遇、政治倫理</p> <p>(議員定数)</p> <p>第21条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>(議員報酬)</p> <p>第22条 略</p>	<p>第9章 議員の身分・待遇、政治倫理</p> <p>(議員定数)</p> <p>第22条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>(議員報酬)</p> <p>第23条 略</p>

改 正 前	改 正 後
2 及び 3 略 (議員の政治倫理)	2 及び 3 略 (議員の政治倫理)
<u>第23条</u> 略	<u>第24条</u> 略
2 略 第10章 最高規範性及び見直手続 (最高規範性)	2 略 第10章 最高規範性及び見直手続 (最高規範性)
<u>第24条</u> 略	<u>第25条</u> 略
2 略 (議会及び議員の責務)	2 略 (議会及び議員の責務)
<u>第25条</u> 略 (見直し手続)	<u>第26条</u> 略 (見直し手続)
<u>第26条</u> 略	<u>第27条</u> 略
2 及び 3 略	2 及び 3 略